

学校における働き方改革「長万部町アクション・プラン」【概要版】

はじめに

現在、学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、道内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要である。

平成28年度に道教委が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、

- ・ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合
教諭…小学校：2割超、中学校：4割超
教頭…小・中学校：7割超
- ・ 中学校においては、全国平均よりも長い部活動指導時間

等の課題が明らかになっている。本町においても同様の実態があり、教員が子どもと向き合う時間を確保するための取組の充実が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、道教委が主導して、道内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準じて、本町の「学校における働き方改革『長万部町アクション・プラン』」を作成することとした。

1 働き方改革に関する国の動き

- H29. 6 「学校における働き方改革に関する総合的な方策」中教審へ諮問
- H29. 8 「学校における働き方改革に係る緊急提言」
- H29. 12 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」
- H29. 12 「学校における働き方改革に関する緊急対策」
- H30. 2 「教育委員会において取り組むべき方策等をまとめた通知」

2 アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定し、各学校の取組を促すものである。
- ・ 本プランについては、今後の道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 町教委の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成する。
- ・ 地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、取組を関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

5 アクション・プランの目標及び期間

当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とする。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする。

この目標を達成するため、町教委は学校経営指導に努める。また、学校は、実情に応じた取組を主体的に実施していく。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- | | |
|----------------------------------|------|
| 1 部活動休養日を完全に実施（年間73日）している部活動の割合… | 100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合… | 100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合… | 100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合… | 100% |

6 取組の検証・改善

(1) 取組の検証・改善

町教委は、毎年度、進捗状況を把握して取組を検証し、改善を行う。

(2) 検証結果の提供

町教委は、各学校に対して検証結果を提供する。

7 保護者や地域住民等への理解促進

学校、家庭、地域の連携協力の基礎となるのは信頼関係や共通認識であることから、各学校や町教委は、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

8 具体的な取組（主なもの）

action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

○「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 特別支援教育支援員の配置、学校適応指導専門員の配置、スクールカウンセラー、スクールヘルスリーダーの派遣要請、外国語指導助手（ALT）の派遣要

○ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用

- ・ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

action 2 部活動等の指導にかかわる負担の軽減

- 部活動休養日等の完全実施
 - ・ 全ての部活動において休養日等を完全実施
 - ・ 休養日は、毎週1日以上、土、日、祝日は月1日以上、学校閉庁日に実施
 - ・ 活動時間は、平日2～3時間程度、土、日、祝日及び長期休業期間中は半日程度
 - ・ スポーツ庁が策定したガイドラインを踏まえ、必要な見直し
- 部活動指導員等の発掘
 - ・ 部活動指導員や補助員の発掘と制度導入への検討
- スポーツ少年団等への協力要請
 - ・ 社会教育関係団体であるスポーツ少年団等には、本取組の趣旨を説明し、理解・協力を要請

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- 人事評価制度等を活用した意識改革の促進
 - ・ 学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映
 - ・ 人事評価の面談において、管理職員が、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなど、全職員での取組を促進
 - ・ 管理職員が、週の勤務時間が60時間を超える職員に対し、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなど、適切な勤務時間となるよう取組を推進
- 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定
 - ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するほか、「定時退勤の日」等の取組を推進

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

- 調査業務等の見直し
 - ・ 学校を対象として行う調査について、廃止や縮小等の見直しを行ってきており、今後も、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取組を推進
- 勤務時間等の制度改善
 - ・ 変形労働時間制の導入や対象業務の拡大、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例など、職員の勤務時間に係る制度について、更なる改善を検討